

古物営業者の皆様へ

～オンラインでの申請について～

はじめに

令和6年1月4日正午より、古物営業法の一部の届出について、警察庁の「警察行政手続サイト」での電子申請が可能となりました。

対象となる届出

● 仮設店舗の届出（古物営業法施行規則第14条の2）

※ただし「営業所を経由する手続き」は対象外です。

※提出先は、仮設店舗の場所を管轄する警察署を選択してください。

警察行政手続サイトのURL

<https://proc.npa.go.jp/>

届出の流れ

1 事前準備

事前に届出の様式と添付書類のデータをご自身の使用する電子機器内にご用意ください。

2 URLに接続

上記URLに接続してください。

3 警察行政手続サイトのトップページより希望の申請・届出を選択する。

希望する届出内容とともに、ご自身の電子機器のメールアドレスを入力してください。折り返し、ワンタイムURLが送信されます。

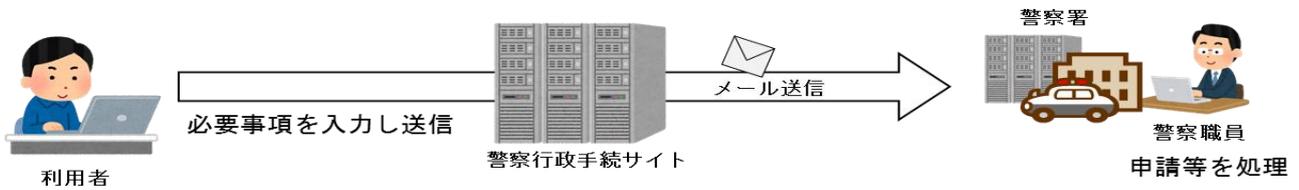
4 必要事項を入力するとともに、申請書等のファイルをアップロードする。

ワンタイムURLに接続し、そこから届出書類をアップロードしてください。

届出書類について、個別に確認する必要がある場合もございますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号を入力してください。

5 選択した警察署に申請書等と共にメールを送信する。

手続完了メールが送信されます。



お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 営業係 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課